

○静岡市アリーナの誘致の方針の策定に係る臨時的事務を処理するための附属機関に関する細目を定める規則

令和4年5月16日

規則第52号

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市附属機関設置条例（平成30年静岡市条例第17号）第2条第4項の規定に基づき、アリーナの誘致の方針の策定に係る臨時的事務を処理するための附属機関（以下「附属機関」という。）に関し必要な細目を定めるものとする。

(名称)

第2条 附属機関の名称は、静岡市アリーナ誘致検討委員会とする。

(所掌事務)

第3条 附属機関の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) アリーナの誘致の方針の策定について調査審議すること。

(2) アリーナの誘致の方針の策定に関し、市長に意見を述べること。

(組織)

第4条 附属機関は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 芸術文化、スポーツ、経済、都市政策及び防災に関し優れた識見を有する者

(2) 町内会及び自治会の代表者

(3) 市民

3 市長は、前項第3号に掲げる者を委員に選任するに当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。

(委員の任期等)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から令和5年3月31日までとする。

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長)

第6条 附属機関に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、附属機関の会務を総理し、附属機関を代表する。

4 委員長は、附属機関の会議の議長となる。

5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員

がその職務を代理する。

(会議)

第7条 附属機関の会議は、委員長が招集する。

- 2 附属機関は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 附属機関の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。
- 4 附属機関は、必要があると認めるときは、附属機関の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(この規則の失効)
- 2 この規則は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。